

阿賀野市告示第106号

阿賀野市新規参入者経営安定資金利子補給金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和8年4月23日

阿賀野市長 加藤博幸

阿賀野市新規参入者経営安定資金利子補給金交付要綱の一部を改正する要綱
阿賀野市新規参入者経営安定資金利子補給金交付要綱（平成16年阿賀野市告示第33号）の一部を次のように改正する。

第1号様式中

「本契約書を締結した証として本書2通を作成し、双方記名押印の上各自1通を保有するものとする。」

を

「本契約書を締結した証として本書2通を作成し、双方記名押印の上各自1通を保有するものとする（本書を電磁的記録で作成する場合は、双方が電子署名を行い、各自その電磁的記録を保管する。）。」

に、

「住 所 阿賀野市岡山町10—15

阿賀野市長



住 所

金融機関名

代表者



を

「甲 新潟県阿賀野市岡山町10—15

阿賀野市

阿賀野市長

乙

金融機関名

代表者

」

に改める。

附 則

この告示は、令和8年4月23日から施行する。